

入札参加資格停止等の運用状況一覧表（理由・根拠等）

【令和7年度】

【HP用】

No.	業者名	本社所在地	資格停止期間	指名停止理由		根拠基準
1	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和7年4月9日 ~ 令和7年6月8日 (2 か月)	独占禁止法違反行為	特定エレベーター方式PS設置工事について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表2-2(3) 第4条第2項
2	株式会社ケイテック	大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F	令和7年4月22日 ~ 令和7年7月21日 (3 か月)	建設業法違反行為	大阪市発注の複数の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、他の建設業者から一括して建設工事を請け負ったことを処分の原因として、大阪府知事から同法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。	別表2-7(2)
3	株式会社A・S・P	大阪府大阪市中央区内本町2-4-10-107	令和7年4月22日 ~ 令和7年7月21日 (3 か月)	建設業法違反行為	大阪市発注の工事において、工事現場に、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を配置せず、同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成して、また、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を他の建設業者に一括して請け負わせたことを処分の原因として、大阪府知事から同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。	別表2-7(2)
4	旭技建株式会社	大阪府大阪市中央区谷町5-6-12	令和7年4月22日 ~ 令和7年7月21日 (3 か月)	建設業法違反行為	大阪市発注の工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。また、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を他の建設業者に一括して請け負わせたことを処分の原因として、大阪府知事から同法第28条第5項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。	別表2-7(2)
5	株式会社トーフ技研工業	大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20	令和7年4月22日 ~ 令和7年7月21日 (3 か月)	建設業法違反行為	大阪市発注の工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を他の建設業者に一括して請け負わせた。また、大阪市発注の複数の工事において、同条第2項の規定に違反して、他の建設業者から一括して建設工事を請け負ったことを処分の原因として、大阪府知事から同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。	別表2-7(2)

入札参加資格停止等の運用状況一覧表（理由・根拠等）

【令和7年度】

【HP用】

No.	業者名	本社所在地	資格停止期間	指名停止理由		根拠基準
6	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年8月20日 ~ 令和8年2月19日（6か月）	競売入札妨害又は談合	当該法人の社員が、宮城県気仙沼市発注の複数の道路工事の設計の入札において、公契約関係競売等妨害の容疑で宮城県警に逮捕されたため。	別表 2 - 3（3）
7	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和7年10月6日 ~ 令和8年2月5日（4か月）	独占禁止法違反行為	特定特装車製品について、公共の利益に反して、当該販売分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表 2 - 2（2） 第4条第2項
8	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	令和8年1月19日 ~ 令和8年5月18日（4か月）	独占禁止法違反行為	愛知県等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表 2 - 2（3）
9	大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	令和8年1月19日 ~ 令和8年3月18日（2か月）	独占禁止法違反行為	愛知県等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表 2 - 2（3） 第4条第2項
10	株式会社トーチコンサルタンツ	東京都渋谷区本町1-13-3	令和8年1月19日 ~ 令和8年3月18日（2か月）	独占禁止法違反行為	愛知県等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表 2 - 2（3） 第4条第2項